

# 都市機能立地促進事業費補助金 条件確認シート

## 1 補助対象者の条件 ※以下の要件全てに該当すること。

- 平成30年1月2日以降に都市機能誘導区域内に新たに都市機能施設を自ら運営している。
- 申請は開業の翌年度以降である。
- 10年以上、運営することを決めている。
- 市税等の滞納なし。
- 暴力団員又は暴力団関係者ではない。

## 2 誘導施設

- 医療施設（診療科追加の場合は内科、外科、整形外科、小児科、歯科に限る）
- 通所、訪問系 高齢者施設
- 通所、訪問系 障害者福祉施設
- 通所、訪問系 障害児福祉施設
- 幼稚園、保育所、認定こども園
- 商業施設（店舗面積の合計が1,000㎡以上）

## 3 建物・土地の条件

### \*建物 ※以下の要件全てに該当すること。

- 申請者が所有または賃借する建物  
（親族、資本関係のある企業から建物を取得・賃借した場合は対象外）
- 建築基準法、その他の法令に適合している

### \*土地 ※以下の要件全てに該当すること。

- 申請者が所有または賃借する土地  
（親族、資本関係のある企業から土地を取得・賃借した場合は補助対象外）
- 誘導施設が建築されている。  
（建物が建築されていなくても、同一敷地と認められる場合は補助対象）

### \*その他

- 上記建物・土地について、本市・国・他の地方公共団体の同種の補助金等の交付は受けていない。または受ける予定はない。